

景観計画区域における景観形成基準チェックシート 記載例

(建築物)

管理番号 ※町記載
提出日

注) 基本事項、共通事項に加え、該当する行為の事項について記入すること。

注) 太枠線内を記入すること。(町確認欄は町が使用する)

注) 適合状況は、「適合の場合：○」、「不適合の場合：×」、「留意すべき場合：△」、「該当しない場合：-」を記入すること。

注) 確認書類は当該の基準への適合状況を確認することのできる提出書類の名称を記入すること。

(1) 基本事項

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容	確認書類	町確認
地域特性調査による目標及び課題の整理	ア 届出行為の場所（以下「行為地」という。）及びその周辺地域の自然、生活、歴史などの地域特性を調査し、景観形成の目標及び課題を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成を行うこと。		地域特性は、周辺が緑豊かであり、阿武隈山系の山並みが背景となっている。 景観形成の目標及び課題は、緑豊かな周辺の景観と調和した色彩にすることにより、周辺の景観を阻害しないものとする。		
関係施策との整合	イ 届出行為の計画に当たっては、自然公園法（昭和32年法律第161号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）などに基づく施策並びに県の条例などに基づく景観形成に関する施策との整合を図ること。		〇〇法に該当し、〇〇基準を満たしている。 関係機関である〇〇と協議済み。		

(2) 共通事項

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容	確認書類	町確認
行為地の選定	ア 行為地を選定するときは、地域の優れた景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場から地域のシンボルとなる山岳、湖沼、歴史的建造物などへの眺望の妨げにならないよう努めること。		・主要な視点場から地域のシンボルとなるような景観資源はない。 ・主要な視点場からお寺への眺望の妨げにならないよう配慮する。		
施設間の調和	イ 行為地内に複数の建築物、工作物、屋外駐車場などを設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。		・行為地内の施設は同系色とし、施設間の調和を図る。		
視点場の確保	ウ 行為地内には、できる限り地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努めること。		・地形をそのまま活かすため、眺望に変化はない。 ・行為地から周辺を眺める視点場を設ける。		
視点の設定	エ 設計に当たっては、遠景、中景、近景、近接景など、異なる視点からの検討を行うよう努めること。		遠景においては影響が少ないため、中景、近景、近接景に重点を置いて検討した。		
時間の変化	オ 設計に当たっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景などを考慮するよう努めること。		・周囲と調和した色彩とするため、時間の経過による変化は少ない。 ・夜間の景観を阻害しないよう照明に配慮する。		
景観阻害要素の修景	カ 行為地内における景観を損ねている要素の修景に努めるとともに、周辺の景観を損なうこととなる必要以上のデザインを行わないこと。		・周辺と調和した色彩のフェンスを用い、修景に努める。		

景観計画区域における景観形成基準チェックシート 記載例

(建築物)

管理番号 ※町記載
提出日

(3) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 1/2

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容	確認書類	町確認
位置	ア 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地などを保存し、建築物周辺の景観との調和に配慮した位置とすること。		・地形の改変は行わない。 ・行為地内の樹木を保存する。		
	イ 山頂、丘陵地の頂部などの従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避けること。		・周辺の自然景観に影響はない。		
	ウ 連続する町並みなどの壁面線についての規則性がある場合を除いて、道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退すること。		・道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退する。		
	エ 歴史的建造物などの保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とすること。		・地域内に歴史的な景観資源が存在しているが、地形・距離から勘案して影響は少ない。		
	オ 行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。		・行為地が水辺に近接しているため、水際線から後退する。		
	カ 行為地が都市部にある場合は、隣接する優れた景観を有する土地の利用形態と調和するよう、歩行者に開かれたまとまりのある外部空間を創出できる位置とすること。		・隣接する景観と調和するよう、道路面から 5 m 後退する。		
規模	ア 周辺の町並みや自然景観と調和するよう、建築物の分割などによって規模を調節すること。		・周辺の町並みと調和するよう建物を分割する。		
	イ 行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努めること。		・周辺の樹冠と同じ高さにする。		
形態	ア 地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避けること。		・周辺の景観の連続性と調和した建物とする。		
意匠	ア ベランダ、バルコニーなどは、建築物本体と調和したものとするなど、建築物全体として秩序ある意匠とすること。		・ベランダ・バルコニーなどが、建物から突出したものとしない。		
	イ 単調な大壁面による圧迫感をなくすこと。		・単調な大壁面はない。		
	ウ 行為地が歴史的建造物などに近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はこれと調和したものとすること。		・行為地が歴史的な建造物に隣接しているため、これと調和した木造の建物とする。		
	エ 歴史的な建築物の改築又は修繕に当たっては、建築物の材料の一部又は外壁などの意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。		・歴史的な建築物であるため、従前の意匠と同様となるよう修繕する。		
	オ 設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したすっきりとしたデザインとすること。		・エアコンの室外機を木の目隠しで囲む。		
	カ 建築物の外壁には、施設の名称などを除き必要以上の広告及び図画などを表示しないよう努めること。		・建築物の外壁の表示は、施設名称のみとする。		
	キ 建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に努めること。		・建築物に看板等は設置しない。		
	ク 道路などの公共空間から見通すことのできる外壁などは、公共性の高い部分として長く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮すること。		・道路から見える外壁は、周辺と調和したものとする。		

景観計画区域における景観形成基準チェックシート 記載例

(建築物)

管理番号 ※町記載
提出日

(3) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 2/2

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容	確認書類	町確認
色彩	ア 外壁、屋根などには、けばけばしい色彩、高彩度の色彩などの不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した、低彩度の落ち着いた色彩を基調とすること。なお、基調色は下記の色彩とする。 色相R・YR・Y : 彩度6以下 色相GY・G・BG・B・PB・P・RP : 彩度3以下 ※アクセントカラーや素材色などで、良好な景観に支障がないと判断される場合は、この限りでない。		・外壁、屋根の色彩は、基準内であり、周辺と調和したものとする。		
	イ 外壁、屋根などの一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努めること。		・外壁の一部に、周囲の色彩と対比的な色彩を使用するが、面積が小さいため、周辺との調和を乱さない。		
	ウ 建築物に設置される設備機器及び屋上工作物並びに行為地内の屋外設備、附属工作物などの色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に努めること。		・エアコンの室外機を建物本体と同様の色彩とする。		
素材	ア 周辺の町並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用すること。		・周辺に調和するよう木造建築とする。		
	イ 行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しないこと。		・反射性の高い素材は使用しない。		
	ウ 地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努めること。		・周辺に調和するよう瓦屋根とする。		
	エ 行為地が歴史的建造物などに近接する場合は、歴史的建造物などに使用されている伝統的素材又はこれと調和したものを使用するよう努めること。		・行為地がお寺に近接しているため、瓦屋根と木造で調和を図る。		
	オ 建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、エイジング効果などを考慮した素材を使用すること。		・建築後の劣化を考慮し、耐久性の高い素材とする。		
敷地の緑化	ア 建築物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲にさくなどを設ける場合は、生垣などとするよう努めること。		・道路面を緑化する。		
	イ 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。		・行為地の大きなケヤキを残して建築する。		
	ウ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。		・生垣は周辺と調和した樹種とする。		
	エ 高木、中木、低木、地被植物などの構成及び配置を効果的に行うこと。		・周辺と調和した高さの庭木とする。		
	オ 道路などの公共空間に面する外壁などの前面については、建築物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努めること。		・道路面は周辺と調和した高さとする。		
その他	ア 屋外駐車場は、出入口を限定し、生垣などによって安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮するとともに、場内の高木の植栽に努めること。		・屋外駐車場を囲むように生垣を設ける。		
	イ 屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮すること。		・周辺に影響のないよう屋外照明を設置する。		
	ウ 行為地が都市部にある場合には、道路境界線から後退することなどにより生じた空間は、道路などの公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めること。		・道路境界線から5m後退し、周辺との調和を図る。		